



# 行田市多胎妊婦健康診査費助成金 申請手続きについて

行田市では、多胎妊婦の健康保持・増進と胎児の健やかな発育、多胎妊婦の経済的負担の軽減を目的として、妊婦健康診査14回分を超えて、妊婦健康診査を受診した際に要した費用の一部を助成しています。

## 助成対象

- ・妊婦健康診査の受診日において、行田市内に住民登録がある多胎妊婦の方  
(行田市から他市町村へ転出しても申請できます。)
- ・多胎妊娠において、追加で母子健康手帳を交付された方
- ・行田市外で、同様の助成金の交付を受けていない方

※妊婦健康診査助成券を使用して受けた妊婦健康診査の自己負担分については助成の対象になりません。

## 助成金額

健康診査1回あたり上限5,000円

※妊婦健康診査費用の自己負担額が5,000円に満たない場合は申請額を助成します。  
また、5,000円を超えた費用については自己負担となります。

## 助成回数

多胎妊娠1回につき5回まで

## 申請時に必要なもの

1. 行田市多胎妊婦健康診査費助成金交付申請書兼請求書 ※こども家庭センターにあります。
2. 医療機関が発行した多胎妊婦健康診査に要した費用の領収書(原本)及び診療明細書  
  - 申請者氏名、健診費用額、健診日、健診実施医療機関名が明記されているもの
  - 保険適用外の妊婦健診費用が分かるもの
  - 日本国内の医療機関に限ります。
3. 母子健康手帳 (多胎妊婦健康診査の受診日及びその結果が記載されたページ)
4. 振込希望先の口座名義及び口座番号が分かるもの (通帳やキャッシュカード等)



## 申請期間

1回の多胎妊娠の出産日  
(流産、死産の場合はその日)  
から6か月以内

## 申請場所

行田市こども家庭センター

## 申請にあたっての注意点

- ・申請後、交付が決定した場合は、行田市産婦健康診査助成金交付決定通知書を郵送いたします。その後、指定された口座に決定額を振り込みます。(※1~2か月かかります。)
- ・助成条件に合致しない等助成できない場合には、その理由を記載した行田市産婦健康診査助成金不交付決定通知書を郵送いたします。
- ・申請者が虚偽の申請その他不正な行為により助成金の交付を受けた場合は、助成金の返還を命ずることがあります。

お問い合わせ

行田市こども家庭センター

☎ 048-579-8033

〒361-0023 行田市長野2-3-17

【開所時間】(月~金) 8:30 ~17:15

※祝日・年末年始のぞく

